

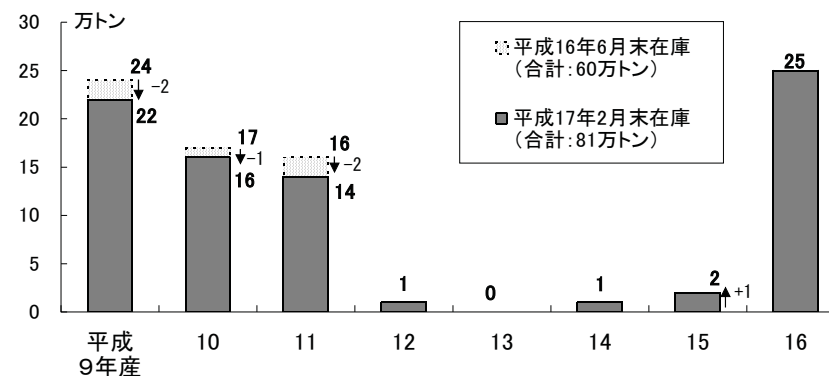
(3) 在庫の状況

- 政府備蓄米の本年2月末の在庫数量は81万トン
- 旧登録卸売業者の本年2月末の在庫数量は38.8万トンであり、15年産米の在庫処理が継続中

(ア) 政府備蓄米の状況

政府備蓄米については、16年10月末以降の販売の中で、在庫数量の少なかった12～14年産を中心に若干減少し、本年2月末の在庫の年産構成は9年産22万トン、10年産16万トン、11年産14万トン、12・14年産各1万トン、15年産2万トン、16年産25万トンの合計81万トンとなり、在庫量（9～11年産）が多い産地品種銘柄は、いずれの年産とも北海道産、青森県産となっています（図3－6、表3－13）。

図3－6 政府備蓄米の在庫状況（17年2月末現在）



資料：農林水産省調べ

注：1）16年3月末にJIAC(国際農業交流・食糧支援基金)から返還されたものを含む。

2）16年産米については、17年2月までに契約済の買入数量である。

表3－13 政府備蓄米の主要産地品種銘柄別在庫内訳

(単位：万トン)

年産	1		2		3	
	産地品種銘柄	数量	産地品種銘柄	数量	産地品種銘柄	数量
9年産	北海道 きらら397	7.3	青森 むつほまれ	4.7	北海道 ゆきひかり	1.8
10年産	北海道 きらら397	8.8	青森 むつほまれ	2.5	北海道 あきほ	1.2
11年産	北海道 きらら397	5.6	青森 むつほまれ	2.6	北海道 ほしのゆめ	2.3

資料：農林水産省調べ

注：1）17年2月末現在の政府備蓄米の在庫量であり、速報値である。

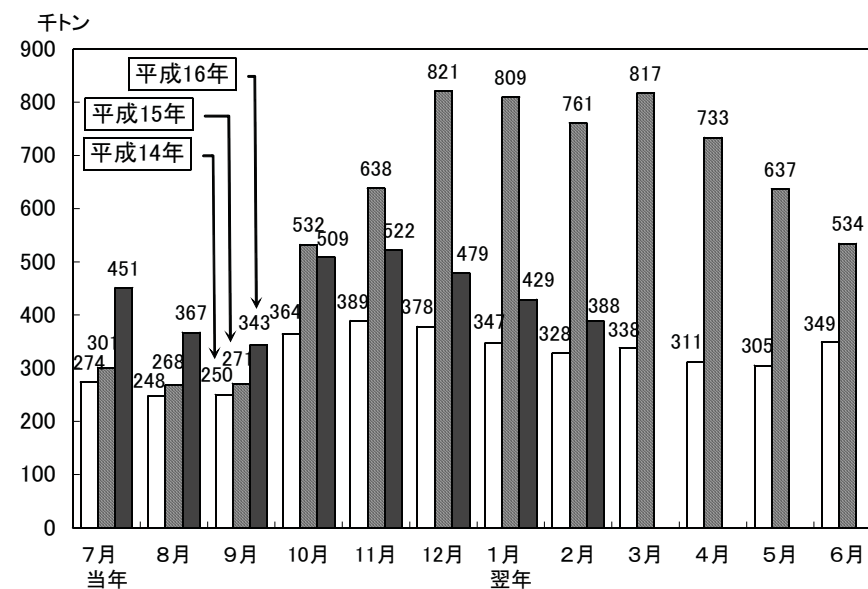
2）17年2月23日に実施した政府米の入札で落札した数量を差し引いている。

3）16年3月末にJIAC(国際農業交流・食糧支援基金)から返還されたものを含む。

（イ）流通在庫の状況

17年2月末現在の旧登録卸売業者の在庫量については38.8万トンで、15年産米の不作を受け大量に手持ち在庫を増やした16年2月と比較すると37万トン減少していますが、通常の在庫水準に近かったと考えられる15年2月と比較すると6万トン高い水準にあります。この在庫水準は、昨年11月以降順次減少してきてはいるものの、引き続き15年産米の在庫処理が継続中であることを示しています（図3－7）。

図3－7 旧登録卸売業者の月末在庫量の推移



資料：農林水産省調べ

注：1）月末在庫量は、うるち玄米及びうるち精米の値である。

2）17年2月の値は速報値である。

(4) 価格の動向

- 平成16年産の民間流通米の入札価格は、平年作（作況指数101）であった14年産を若干下回る水準で推移
- 産地品種銘柄ごとの入札価格は、作柄や品質の違いを反映して値動きにバラツキ

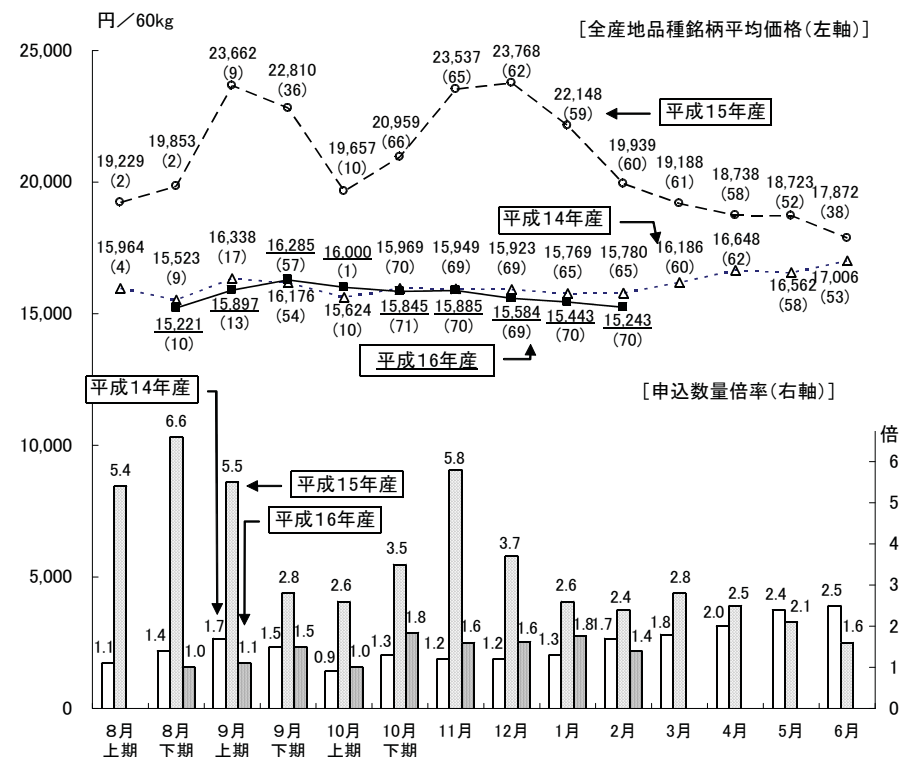
(ア) 民間流通米の入札価格の動向

平成16年産米のコメ価格センターにおける入札価格は、不作（作況指数90）で高騰した15年産を大きく下回っており、平年作（作況指数101）であった14年産を若干下回る水準で推移しています（図3-8）。

直近の第9回入札（本年2月）の価格は15,243円／60キログラムとなっており、平成14年産同期に比べ537円低くなっています。

また、申込数量倍率は、16年産米取引の開始当初（16年8月下旬～9月上旬）は1.0倍程度の低い水準でしたが、主要銘柄が出揃った第3回（同年9月下旬）及び第5回入札（同年10月下旬）以降の入札では、1.4倍～1.8倍で推移しています。

図3-8 民間流通米の入札価格、申込数量倍率の推移
（全産地品種銘柄平均）



資料：（財）全国米穀取引・価格形成センター調べ

注：1）（ ）書きは、上場産地品種銘柄数である。

2）14～15年産米8～10月の月2回入札が実施される間は、連続する2回（下期・上期）のうちいずれか1回上場することとなっており、10月上旬は銘柄数が少ない中で、比較的低価格の産地品種銘柄が中心であったことから、全産地品種銘柄平均価格が9月に比べ低くなっている。

3）16年産米10月上旬は岡山コシヒカリのみの上場である。

なお、「福岡夢つくし」は、テレビCM等の積極的な宣伝活動により県内での人気が高い銘柄ですが、台風の影響により予想より収穫量が減少したこと（当初の集荷見込に対し約3割減少）等により価格は一貫して上昇しています。

	11月	12月	1月	2月
比較可能銘柄数	68銘柄	66銘柄	64銘柄	66銘柄
前回と比べ価格が 上昇した銘柄	北海道きらら397確 北海道ほしのゆめ確 青森むつほまれ 庄内コシヒカリ確 福島コシヒカリ確浜通り 福島ひとめぼれ確 新潟コシヒカリ確一般 新潟コシヒカリ確魚沼	新潟コシヒカリ確岩船 富山でんたくく確 岡山アケボノ 岡山ヒノヒカリ 山口ヒノヒカリ 富山でんたくく確 福岡夢つくし確 大分ヒノヒカリ 15銘柄	福島コシヒカリ確会津 福島コシヒカリ確浜通り 福島ひとめぼれ確 新潟コシヒカリ確岩船 新潟コシヒカリ確岩船 新潟コシヒカリ確一般 新潟コシヒカリ確 6銘柄	新潟コシヒカリ確岩船 福岡夢つくし確 2銘柄
前回と比べ価格が 横ばいだった銘柄数	22銘柄	11銘柄	15銘柄	10銘柄
前回と比べ価格が 下降した銘柄数	31銘柄	49銘柄	42銘柄	54銘柄

[illegible]

注：１）平成15年産３月以前は自主流通米の入札価格である。
 ２）15年産米８～10月の月２回入札が実施される間は、連続する２回（下期・上期）のうちいずれか１回上場することになっており、当該国での15年10月上旬の上場産地品種銘柄は「秋田あきたこまち」、「北海道きらら397」である。
 ３）「確」と記載されているものは、「コメ価格センター」業務細則第6条の2に規定する種子・栽培履歴確認米（確認米）である。

コメ価格センターの役割については、米政策改革の中で、「様々な需要に即した多様な取引の実態を反映した価格が形成され、それが他の取引の目安となるような公正・中立な取引の場を育成・拡充する必要がある」と位置付けられています。

このため、取引参加資格の大幅な緩和等の種々の改善措置を講じた結果、センターに登録する売り手（43業者→141業者）、買い手（284業者→382業者）ともに数は大幅に増加しましたが、従来と異なる主体による取引はごくわずかしか実現していない状況にあります（表3-15）。

多様なルートを通じた米の取引・価格形成がなされる中で、センター取引は引き続き全農・全集連と旧登録卸売業者との取引しか事実上実現していません。

そのような中で買い手である旧登録卸売業者は、15年産米の処理もあり応札意欲が低調であることが、センター価格が低水準にあるひとつの背景に挙げられると考えられます。

表3-15 新規（全農・全集連以外）売り手の取引概況

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 基本取引（上場累計2件に対し1件落札）・ 準じる取引（上場累計38件に対し7件落札）・ 日常的取引（上場累計77件に対し6件落札） |
|---|

★米政策改革大綱（平成14年12月3日決定）（抄）

第4 流通制度改革

- 1 創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進の観点に立って、流通制度を改革し、安定供給のための自主的な取組を支援する。
- 2 実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。

★米政策改革基本要綱（平成15年7月4日策定）（抄）

第Ⅱ部 米政策改革の具体的内容

第2 流通制度

2 新たな安定供給体制の概要

(2) 自主流通米価格形成センターの拡充

新たな安定供給体制の下では、様々な需要に即した多様な取引の実態を反映した価格が形成され、それが他の取引の目安ともなるような公正・中立な取引の場を育成・拡充する必要がある。このため、

ア 「自主流通米価格形成センター」の名称を「米穀価格形成センター（以下「センター」という。）」に改めるとともに、

イ 売買取引について、指標価格の相対取引への一律適用や義務上場を廃止するとともに、主要銘柄の定期的入札のほか、スポット取引、逆オークション等の多様な取引にも対応できるようにするため、取引関係者の合意を得た上で、業務規程で定める方法を追加し、売買取引の方法を拡充する

ことにより、センターを米全般の中核的な取引の場として整備することとされている。

なお、センターは、制度的に一つに限ることはせず、複数の形成を妨げないこととされている（新食糧法第18条～第33条）。

表 3－16 多様な取引の事例

【玄米販売事例】

○農協等

産地	品種	価格 (円/60kg換算)	販売先	備考
北海道	ほしのゆめ	14,000	事業者	一般米
北海道	きらら397	14,000	消費者	
山形(内陸)	コシヒカリ	17,530	外食事業者	
山形(内陸)	はえぬき	16,567	外食事業者	
福井	コシヒカリ	17,300	消費者・小売店	
福井	ハナエチゼン	15,600	消費者・小売店	
鳥取	コシヒカリ	16,300	事業者	特別栽培米(減農薬・減化学肥料)
鳥取	ひとめぼれ	15,300	事業者	一般米
島根	コシヒカリ	17,286	事業者	
山口	コシヒカリ	16,380	事業者	
大分	ヒノヒカリ	16,000	弁当屋	掛け干し米

資料：農林水産省調べ(平成17年3月)

注：1) センターの直近の入札結果と近い水準で販売している事例であり、これ以外にも多数の事例がある。
2) 農政事務所の聞き取り結果である。

○生産者等

産地	品種	価格 (円/60kg換算)	販売先	備考
北海道	ほしのゆめ	16,000	消費者	
宮城	ひとめぼれ	16,000	事業者	
秋田	あきたこまち	16,000	消費者	
山形(内陸)	はえぬき	17,000	消費者	
福島(会津)	コシヒカリ	16,000	事業者	
栃木	コシヒカリ	16,000	事業者	
埼玉	コシヒカリ	16,000	消費者	
千葉	コシヒカリ	16,000	消費者	
富山	コシヒカリ	20,000	消費者・事業者	
石川	コシヒカリ	16,500	事業者	
福井	コシヒカリ	18,000	消費者	
愛知	コシヒカリ	18,000	消費者	
鳥取	コシヒカリ	16,000	消費者	
島根	コシヒカリ	20,000	消費者	
岡山	コシヒカリ	17,000	消費者	
山口	コシヒカリ	18,500	消費者	
徳島	コシヒカリ	16,000	消費者	
福岡	ヒノヒカリ	16,000	消費者	
佐賀	ヒノヒカリ	18,000	消費者	無農薬米
熊本	ヒノヒカリ	16,000	消費者	
大分	ヒノヒカリ	16,000	消費者	

資料：農林水産省調べ(平成17年3月)

注：1) 玄米16,000円/60kg～20,000円/60kg(精米換算(0.91で割り戻す)すると2,930円/10kg～3,660円/10kg)の価格帯の事例であり、これ以外にも多数の事例がある。
2) 農政事務所の聞き取り結果である。

【精米販売例】

○農協等

産地	品種	量目 (kg)	価格 (円)	販売先	備考
北海道	ほしのゆめ	10	3,570	消費者	
青森	つがるロマン	10	3,600	消費者	
宮城	ひとめぼれ	10	3,300	小売業者	
山形(内陸)	はえぬき	10	3,800	消費者	
福島(中通り)	コシヒカリ	10	4,000	消費者・食堂	
茨城	コシヒカリ	10	4,170	消費者	減農薬
栃木	コシヒカリ	10	4,630	消費者	
千葉	コシヒカリ	10	3,045	給食	
新潟(一般)	コシヒカリ	10	5,565	消費者	
富山	コシヒカリ	10	4,500	消費者	
福井	コシヒカリ	10	4,095	消費者	
長野	コシヒカリ	10	5,500	消費者	特別栽培米(減農薬・減化学肥料)
岐阜	コシヒカリ	10	4,156	消費者	
三重(伊賀)	コシヒカリ	10	4,400	消費者	
滋賀	コシヒカリ	10	3,620	消費者	
島根	コシヒカリ	10	4,880	消費者	
岡山	コシヒカリ	10	4,300	消費者	
山口	コシヒカリ	10	4,880	消費者	
福岡	ヒノヒカリ	5	2,350	消費者	
佐賀	ヒノヒカリ	10	3,980	不明	
熊本	コシヒカリ	10	4,650	消費者	
大分	ヒノヒカリ	10	4,000	消費者	

資料：農林水産省調べ(平成17年3月)

注：農政事務所の聞き取り結果である。

○生産者等

産地	品種	量目 (kg)	価格 (円)	販売先	備考
北海道	ほしのゆめ	10	3,400	消費者	
青森	つがるロマン	10	2,750	消費者	無洗米
岩手	ひとめぼれ	10	4,000	消費者	特別栽培米(減農薬・減化学肥料)
宮城	ひとめぼれ	10	4,000	消費者	
秋田	あきたこまち	10	3,000	消費者	
山形(内陸)	はえぬき	10	3,600	消費者	
山形(庄内)	はえぬき	10	3,500	炊飯事業者	
福島(会津)	コシヒカリ	10	5,300	消費者	
茨城	コシヒカリ	10	4,500	事業者	特別栽培米
千葉	コシヒカリ	10	4,000	消費者	
新潟(一般)	コシヒカリ	10	5,400	消費者	
富山	コシヒカリ	10	4,100	消費者・事業者	
長野	コシヒカリ	10	4,600	消費者	特別栽培米(減農薬栽培)
岐阜	コシヒカリ	10	6,200	消費者	特別栽培米(減農薬栽培)
三重(一般)	コシヒカリ	10	4,600	消費者	
滋賀	コシヒカリ	10	4,500	消費者	
鳥取	コシヒカリ	30	8,500	消費者	
島根	コシヒカリ	10	5,000	消費者	
山口	コシヒカリ	10	3,460	事業者	
福岡	ヒノヒカリ	10	4,400	消費者	56%有機肥料・無農薬
佐賀	ヒノヒカリ	10	4,500	消費者	
熊本	コシヒカリ	10	3,400	消費者	
大分	ヒノヒカリ	10	3,800	消費者	
宮崎	ヒノヒカリ	2	1,000	不明	

資料：農林水産省調べ(平成17年3月)

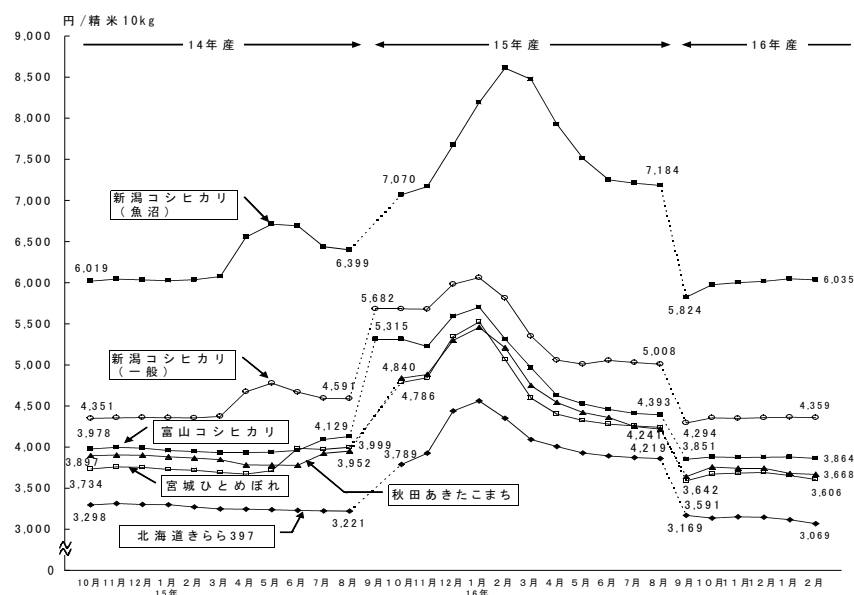
注：農政事務所の聞き取り結果である。

(イ) 卸売・小売価格の動向

平成16年9月から本年2月までの16年産米の卸売・小売価格は、産地品種銘柄ごとでみると作況、品質差等を反映してバラツキがあるものの、全体平均では、センター価格と同様に大きな変動はみられません（図3-10、図3-11）。

また、価格水準については、17年2月時点では14年産同期と同程度か若干下回る水準となっており、15年産同期と比べると2割から3割程度低くなっています。

図3-10 米の卸売価格の推移（平成14～16年産）

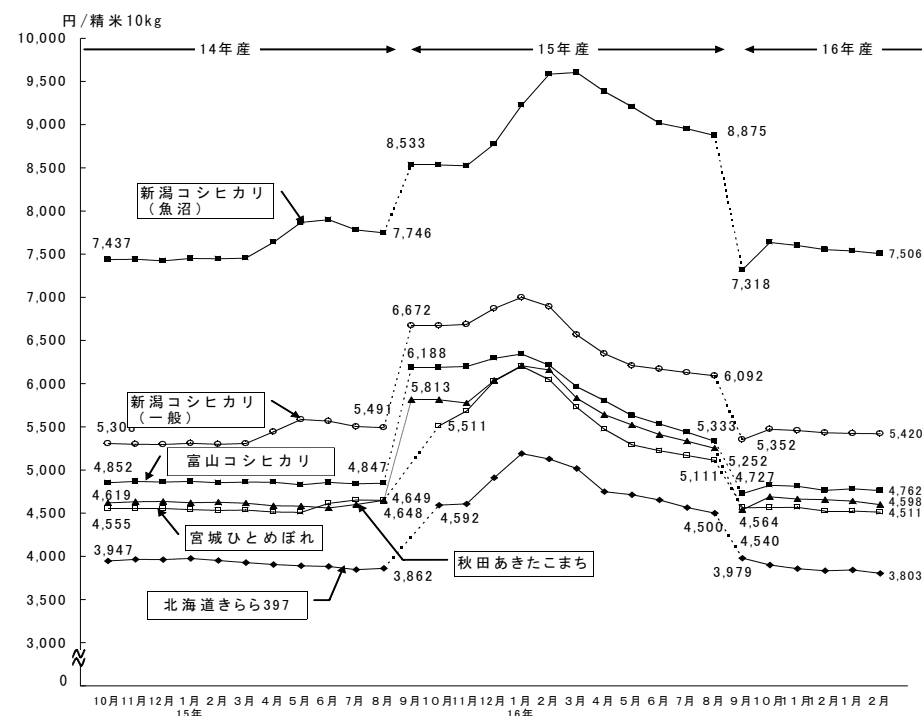


(参考) 各年2月の卸売価格の動向

(単位：円／精米10kg、%)

産地品種銘柄	14年産		15年産		16年産	
	2月価格	年平均	2月価格	年平均	2月価格	年平均
新潟コシヒカリ(魚沼)	6,037	6,287	8,611	143	7,622	121
新潟コシヒカリ(一般)	4,356	4,506	5,814	133	5,395	120
富山コシヒカリ	3,947	4,004	5,313	135	4,906	123
秋田あきたこまち	3,866	3,873	5,209	135	4,705	121
宮城ひとめぼれ	3,719	3,812	5,066	136	4,659	122
北海道きらら397	3,272	3,261	4,352	133	4,035	124

図3-11 米の小売価格の推移（平成14～16年産）



(参考) 各年2月の小売価格の動向

(単位：円／精米10kg、%)

産地品種銘柄	14年産		15年産		16年産	
	2月価格	年平均	2月価格	年平均	2月価格	年平均
新潟コシヒカリ(魚沼)	7,445	7,611	9,584	129	9,035	119
新潟コシヒカリ(一般)	5,298	5,416	6,894	130	6,471	119
富山コシヒカリ	4,854	4,858	6,214	128	5,845	120
秋田あきたこまち	4,627	4,623	6,157	133	5,680	123
宮城ひとめぼれ	4,532	4,577	6,046	133	5,545	121
北海道きらら397	3,952	3,918	5,127	130	4,746	121

資料：「米穀の取引価格調査」

注：1) 主要6銘柄の精米10kg当たりの全国平均価格(消費税込み)である。

2) 14年産、15年産の年平均価格は当年10月から翌年9月までの各月の単純平均である。

(ウ) その他用途の価格の動向

平成16年産もち米の全国出荷団体から実需者に対して示す提示価格（売渡価格）は、不作で価格が上昇した前年産に比べて8～9割の水準となっています。

また、実需者との契約数量は、契約栽培による数量を含め、17年2月の第3回年間契約取引までの累計で約9万7千トンと、前年に比べて7割の増加となっています（表3-11）。

原材料用に供給されるくず米等は、15年産と違って16年産は十分な供給があることから相場が下落している状況であり、全ての用途において販売価格が下落傾向となっています（図3-12、図3-13）。

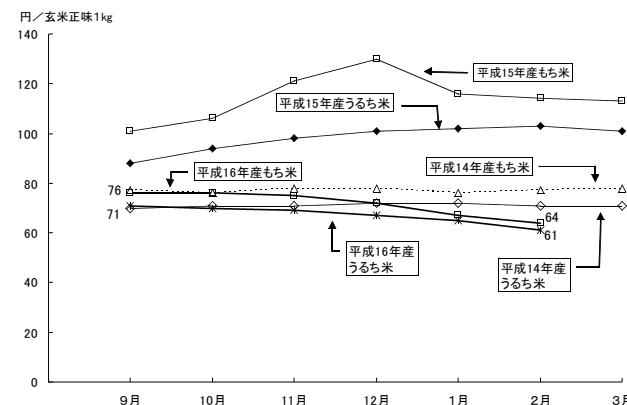
表3-17 もち米の年間契約提示価格及び契約数量
(単位：円/60kg、トン)

主産地	品種銘柄	提示価格		契約数量			
			対前年比	年間契約	契約栽培	計	対前年比
北海道	はくちょうもち	15,846	87.8	6,648	16,875	23,523	247.4
岩 手	ヒメノモチ	16,572	81.3	2,430	5,805	8,235	176.9
新 潟	こがねもち	19,572	90.7	3,022	1,629	4,652	155.3
新 潟	わたぼうし	16,972	86.3	2,137	1,324	3,461	189.0
福 岡	ヒヨクモチ	17,000	82.6	—	2,917	2,917	161.0
佐 賀	ヒヨクモチ	17,100	81.9	—	23,857	23,857	167.9
全国計	—	—	—	35,101	61,925	97,026	168.5

資料：全国出荷団体調べ

- 注：1) 全国出荷団体からの主要な産地品種銘柄別提示価格及び契約数量であり、前年比は15年産年間契約価格及び総契約数量との比較である。
2) 年間契約数量については、9月29日の第1回、11月5日の第2回及び2月10日の第3回契約決定数量の合計である。

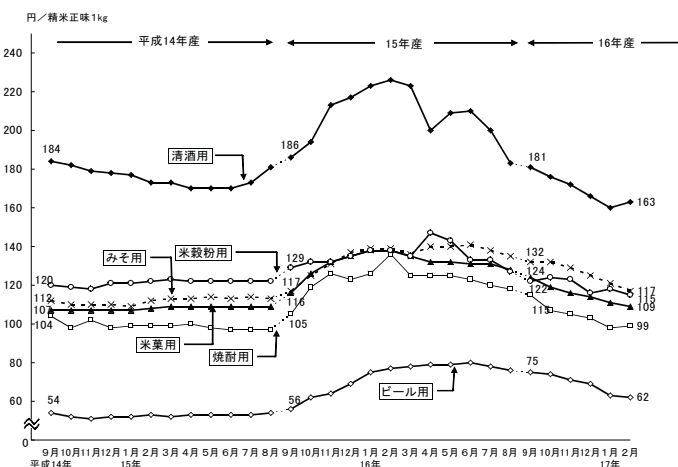
図3-12 くず米等（うるち、もち米）の仕入価格の推移



資料：農林水産省「米穀の取引価格調査」

注：仕入業者が生産者・農業生産法人等から仕入れた全国平均販売価格（玄米正味1kg）である。

図3-13 くず米等の用途別販売価格の推移



資料：農林水産省「米穀の取引価格調査」

- 注：1) 販売業者が実需者（用途別）へ販売した全国平均価格（精米正味1kg）である。
2) くず米等の価格については、当年9月～翌年3月の調査となっている。

（５）流通の変革と売れる米づくり～「選択」と「情報」

米の流通の一方の極にある消費の側にあつては、すでにみたように、

- ① 消費世帯だけでなく、生産世帯においても、食の嗜好の多様化、簡便化、核家族化等の変化を背景に、外食・中食といった食の外部化を含めて、「米」と「他の食材」との間での選択という問題が顕著に表れており、
- ② また、流通の変革に伴い、消費者や外食事業者等のユーザーがどのようなルートでどのような米をどれだけ購入するかという選択肢が拡大しています。

このような中で、他の食材との関係での「米」や、あるいは特定の産地の米、あるいは特定の購入ルートの米が選択されるためには、消費者サイドのニーズの把握と、これに対する情報発信のあり方が重要となります。

同様に、米の流通の他方の極にある生産者の側にあつても、どのようなルートでどのような米をどれだけ販売するかという選択肢が拡大しており、多様な形での取引・価格形成が進んでいる状況にあります。

このような中で、

- ① これら多様な取引・価格形成の目安となるような公正・中立な取引・価格形成を行う場として価格形成センターの取引の活性化を図り、これによって、生産サイドをはじめ関係方面に取引・価格形成の判断に資する適切な情報を提供していくことが重要であり、
- ② また、それぞれの生産者、産地の米が、どのルートで、どのような価格で販売され、在庫はどの程度あるかといった情報が生産者を含む産地サイドの幅広い関係者に適切に提供されることによって、米の販売ルート等の選択の判断に資することが、

売れる米づくりに向けた条件整備として必要となります。

- ③ さらに、生産者、単位農協を含む産地サイドの売れる米づくりに向けた意識や市場に対するニーズの把握も重要です。

4 農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムへの移行に向けた平成16年度における取組状況

(1) 需要に応じた米づくりの実現に向けた当面の生産目標数量の設定の状況

(ア) 都道府県別の生産目標数量の設定

米政策改革における平成16年度からの当面の需給調整においては、客観的需要見通しを基礎に生産目標数量を設定することとしており、17年産米の都道府県別の生産目標数量の設定に当たっては、基本指針において、過去の需要実績を基礎に、算定根拠をガラス張りにした客観性・一貫性ある手法を確立したところです(図4-1)。

このような手法により、当面の生産目標数量を設定し、需要に応じた米づくりを促進していくことが、農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムへの円滑な移行を図る上で重要です(図4-2)。

(イ) 18年産米の都道府県別の生産目標数量の設定に向けての課題

前述のとおり、都道府県別の生産目標数量の設定に関しては、客観的需要見通しを基礎とした透明性ある手法が確立したところですが、去る11月22日の食糧部会においては、

- ・ 買入時点と販売時点で相当なタイムラグが生じている政府米の需要実績カウントの扱いをどうすべきか
- ・ 16年産米から生産調整の仕組みが数量調整に転換したことによる需要実績の生産調整達成・未達成補正の扱いをどうすべきか
- ・ 更に、主役システムへの移行に向け、適地・適作による需要に応じた米づくりとしていく必要があるのではないかと意見が出されたところです。

これを受けて、本年2月中旬から3月上旬にかけて都道府県等を対象としたヒアリングを実施し、意見等を聴いたところです。

図4-1 平成17年産米の都道府県別生産目標数量の算定手法

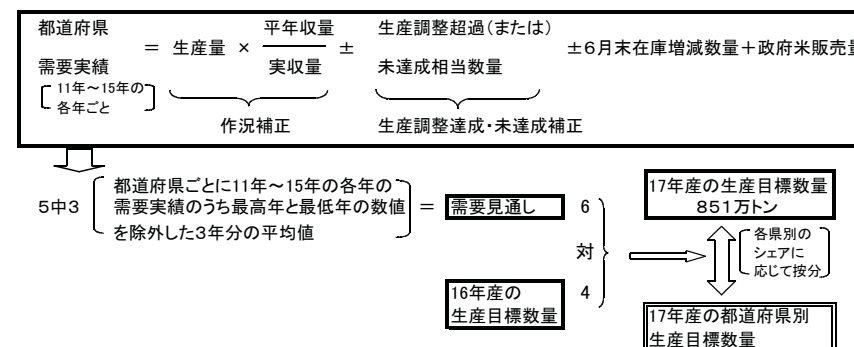


図4-2 農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムへの移行に向けて
(米政策改革関係ブロック説明会（2月実施）資料)

遅くとも20年度（早ければ19年度）から、農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムへ移行

あえて国が配分行為を行わなくとも、第三者機関の組織において、生産出荷団体等が客観的データの提出を行い、透明性ある手続きの中で需要予測の分析検討が行われることを通じ、地域ごとの需要に見合った生産量が判明（米政策改革基本要綱（抜粋））

※ 18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、**19年度から移行の可能性を判断**

- 例えば、
- ・ 客観的な需要予測等の算定手法の確立
 - ・ 情報提供ルートの確立
 - ・ 需要に応じた米づくりの推進体制 等

当面の需給調整における取組の重点項目

- 基本指針において、透明な手続きにより客観的な需要予測等を策定し公表
 - ・ 客観性・一貫性ある算定手法の確立
 - ・ 地域のニーズに応じた情報発信 等
- 地域の第三者機関的な組織の機能化
 - ・ 地域や農業者別生産目標数量等の検討・決定過程の客観性・透明性の確保
 - ・ 生産出荷団体等からの在庫状況等の情報提供を基に、銘柄別の販売動向等を客観的に論議
 - ・ 論議の状況等を地域に対し情報提供 等
- 地域における需要に応じた米づくりの促進
 - ・ 販売戦略に基づく売れる米づくり体制の強化
 - ・ 農業者団体の主体的な配分 等

① 都道府県別の需要見通しの設定関係

- 政府買入数量の需要実績カウントの扱い

回転備蓄の運営の下では、政府米の「買入局面」、「販売局面」というのは平準化され、平成16年産米について政府が買入れた各銘柄（合計で40万トンを見込む）は、18年に全量が販売の対象となれば、同量の18年産米を買い入れするということを基本とした運用となるため、需要実績カウントのタイムラグは、生じても極く短期間のものとなることに留意する必要があります。更に、買入時点で需要実績にカウントすることについては、政府への売渡しにより、生産出荷団体等から政府に所有権は移っているものの、実際にはまだ消費されていない数量を需要実績として扱うことが基本指針策定の基礎データとして適切かどうかの問題として整理する必要があります。また、これまでの政府備蓄運営の中では、政府買入はされたものの、一部は主食用以外に処理されるなど、買入時点の数量が必ずしも主食用に供されてこなかったことにも留意する必要があります。

表 4－1 政府米の需要実績カウント手法を変更した場合の生産目標数量への影響（振れ幅の大きい上位5県）

(単位:トン)

	16産米の 生産目標数量 ①	17年産米の生産目標数量		②－①	③－①
		実際の 配分数量 ②	カウントを変更 した時の試算値 ③		
A	622,320	611,910	634,020	▲ 10,410	11,700
B	297,000	293,370	303,350	▲ 3,630	6,350
C	342,100	340,880	333,230	▲ 1,220	▲ 8,870
D	587,320	592,810	577,470	5,490	▲ 9,850
E	500,270	502,670	485,650	2,400	▲ 14,620

○ 都道府県等ヒアリングにおける主な意見等

(a) 政府買入数量の需要実績カウントの扱い

- 政府備蓄米の買入数量は、単に民間から政府への在庫の居所の置き換えに過ぎず、消費されたものではないことから、買入時点で需要実績としてカウントすることは、売れた数量に見合った生産としていく米政策改革の主旨に反するのではないかと。
- 政府買入れについては、16年産米から入札による買入方式に転換され、販売を見越した銘柄を買入れたのだから、政府が実際に市場に販売せずとも買入れた時点で需要実績としてカウントしても良いのではないかと。
- 政府備蓄米の位置付けは、不作時等に対応するための備蓄であるため、政府備蓄米の買入れや販売の実績にかかわらず、政府備蓄米は都道府県産米の需要実績とは切り離して考えるべきではないかと。
- 市場で需要がある米を政府備蓄米として安定的に確保するためにも、政府へ売り渡した数量を何らかの方法で生産目標数量に反映させるなど、政府売渡しに対するインセンティブを働かせるべきではないかと。
- 政府備蓄米は入札による買入方法に変更されたとは言えども、買入時点ではそれが主食用に販売されることが確実ではないため、現行どおり、販売された時点で需要実績にカウントすべきではないかと。

表４－２ 政府米の買入・販売（主食用・主食用以外）状況（政府買入量に占める主食用販売等の割合）
（平成17年２月末現在）

【８～15年産】

産地 (都道府県名)	主食用として 販売した割合	主食用として 販売されて いない割合	在 庫	その他
A	99%	1%	0%	1%
B	97%	3%	2%	1%
C	89%	11%	1%	10%
D	87%	13%	9%	4%
E	87%	13%	4%	9%
F	83%	17%	5%	12%
G	77%	23%	12%	11%
H	76%	24%	6%	18%
I	75%	25%	7%	18%
J	75%	25%	3%	22%
K	72%	28%	7%	21%
L	72%	28%	6%	22%
M	71%	29%	5%	24%
N	70%	30%	7%	23%
O	69%	31%	6%	25%
P	69%	31%	8%	23%
Q	69%	31%	15%	16%
R	64%	36%	9%	27%
S	59%	41%	9%	32%
T	46%	54%	23%	31%
U	41%	59%	8%	51%
V	26%	74%	46%	28%
W	22%	78%	40%	38%
全 国	63%	37%	16%	21%

【８～11年産】

産地 (都道府県名)	主食用として 販売した割合	主食用として 販売されて いない割合	在 庫	その他
A	99%	1%	0%	1%
B	97%	3%	1%	2%
C	88%	12%	0%	12%
D	90%	10%	5%	5%
E	84%	16%	4%	12%
F	77%	23%	6%	17%
G	76%	24%	9%	15%
H	73%	27%	4%	23%
I	70%	30%	8%	22%
J	70%	30%	3%	27%
K	71%	29%	5%	24%
L	67%	33%	6%	27%
M	63%	37%	6%	31%
N	63%	37%	9%	28%
O	66%	34%	5%	29%
P	67%	33%	9%	24%
Q	65%	35%	16%	19%
R	58%	42%	9%	33%
S	55%	45%	10%	35%
T	40%	60%	26%	34%
U	38%	62%	8%	54%
V	15%	85%	52%	33%
W	12%	88%	46%	42%
全 国	57%	43%	17%	26%

注：８～15年産の政府買入量が５万トン以上の都道府県のうち、主食用として販売した割合が高い都道府県の順番で表示している。

- ・ 需要実績の生産調整達成・未達成の扱い

米政策改革では、米の生産調整について、農業者・農業者団体の経営判断が尊重されなかった実態の反省を踏まえ、遅くとも平成20年度には、農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき自主的・主体的に需要に応じた米づくりを行う姿を実現することとしたところです。

このため、平成16年度からの当面の需給調整では、そのような取組へと円滑に移行するため、生産調整面積から生産目標数量の配分へと転換するとともに、従来のような都道府県や市町村等の地区を単位とするなどの目標面積の達成いかんよりも、個々の農業者の生産調整の取組に着目して、生産調整にかかる支援措置を講じているところです。

また、平成16年産米からは、これまでの面積を調整する方式から、生産数量を調整する方式に転換し、国から都道府県に対しては、生産目標数量が通知されており、従来と違って、都道府県ごとの達成・未達成を一義的に判断し得る指標がないという技術的な問題があることにも留意する必要があります。

○ 都道府県等ヒアリングにおける主な意見等

(b) 需要実績の生産調整達成・未達成補正の扱い

- ・ 16年産米からは、米を作る数量を配分する方式に転換しており、それに達しない過少生産を補正して、見かけ上需要量を増加させることは、需要実績に応じて米を生産するという米政策改革の主旨にそぐわないのではないか。
- ・ 当面の需給調整の間は、生産目標数量を配分しており、数量調整の実効性を確保する観点から、都道府県別の生産目標数量と各都道府県別の収穫量を比較して、翌年の生産目標数量を補正するなどの措置が必要ではないか。
- ・ 15年度までは引き続き補正を行う必要があると思うが、16年度からの当面の需給調整では、水稻生産実施計画書の提出率には地域差があり、これをもって生産調整達成・未達成を定量的に算定することは困難との技術的な問題があるのであれば無理に補正する必要はないのではないか。
- ・ 15年までの生産調整対策では、根拠が不透明な配分の下で全国平均に比べて極めて高い転作率による生産調整の達成を強いられてきたところであり、そもそも生産調整達成・未達成補正を継続すること自体問題ではないか。

② 都道府県別の生産目標数量の設定関係

主役システムへの移行に向け、需要に応じた米づくりを更に促進する観点から、平成18年産米の都道府県別の生産目標数量の設定に当たって、需要見通しと前年の生産目標数量のウェイトのあり方を検討する必要があります。

○ 都道府県等ヒアリングにおける主な意見等

(c) 都道府県別の生産目標数量の設定関係

- ・ 生産目標数量の急激な増減は、生産現場での円滑な推進に支障を来すことから、営農の継続性の観点を踏まえる必要があるのではないかと。
- ・ 主役システムへの円滑な移行を図り、地域の販売戦略を活かすには、需要見通しのウェイトを高める必要があるのではないかと。
- ・ 生産目標数量の設定には、できるだけ直近の地域の販売戦略が反映されるようにすべきではないかと。
- ・ 生産目標数量の算定方式については、毎年変わることは生産現場の円滑な推進に支障を来すため、客観性・一貫性を確保する観点から、17年産米と同様の手法とすべきではないかと。
- ・ 生産目標数量は地域の生産や販売戦略を構築するためのシグナルであるとの考え方に立てば、前年の生産目標数量にとらわれることなく、需要実績を基にした客観的な数量とすべきではないかと。

(d) その他

- ・ 主役システムに向けた円滑な移行を図る観点から、できるだけ早い段階で、その具体像を示し、生産現場における移行への準備を進めさせるべきではないかと。

(ウ) 都道府県段階から市町村段階への生産目標数量の設定

都道府県段階から市町村段階への平成17年産米の生産目標数量の設定においては、一律的な考え方から脱却し、一等米比率、需要先との結びつき、有機・特別栽培米等の生産への配慮等、それぞれの地域の創意工夫ある取組として、需要に応じた米づくりに資する要素を用いた設定を行っている都道府県も増加しています。しかし、一律的配分の割合がまだ高いなど、全国的には課題があることから、より一層の取組の推進を図っていく必要があります(表4-3、表4-4)。

表4-3 需要に応じた米づくりに向けた全国での取組状況
(都道府県から市町村への生産目標数量の設定要素)

		(都道府県数)	
		16年産米	17年産米
需要に応じた米づくり	一等米比率	13	22
	需要先との結びつき	2	5
	有機等特別栽培	1	10
担い手育成 (大規模農家配慮等)		6	17
一律配分(100%)		17	6

○ 需要先との結びつきによる配分事例

- A県 生産目標数量の40%を需要実績に基づき配分し、そのうち多様な品揃えとして県の奨励品種を別枠で配分。さらに食品産業に結びついた需要について別枠配分。
- B県 生産目標数量の6%について、販売先確保米(産地(市町)、品種、数量及び販売先が確保された米穀)の生産計画数量に基づき配分。
- C県 生産目標数量の5%を販売努力(=JA直売米、産地指定米、プライベート・ブランド米、酒造好適米等)のシェアで按分。
- D県 JA等からの、実需者と結びついた数量の報告に基づき、生産目標数量を優先的に配分。
- E県 生産目標数量の1割について、契約に基づく生産販売数量の要素を含む7つの要素を用いて別枠で算定配分。

表4-4 平成17年産米の生産目標数量の設定要素の例

都道府県	前年設定実績等 (一律的配分)	生産希望数量	需要実績	需要に応じた米づくり			担い手育成		その他	主な要素
				一等米比率	需要先との結びつき	有機等特別栽培	大規模農家配慮	農地流動化動向		
A			○94%	○		○	○		○	単収評価
B	○38.3%								○	検査実績
C	○40%	○50%							○	稲得対策契約、検査実績
D	○40%		○60%							
E	○49%		○40%	○	○		○		○	中山間地配慮
F	○50%			○		○	○		○	直播栽培
G	○70%			○					○	中山間地配慮
H	○80%			○			○		○	生産履歴作成
I	○80%								○	検査実績
J	○80%						○		○	不公平感解消
K	○85%			○		○	○	○		
L	○90%			○						
M	○90%			○	○	○		○	○	種子更新率
N	○90%		○						○	集荷円滑化対策加入
O	○90%								○	優良銘柄作付け
P	○90%								○	農業振興地域配慮
Q	○90%						○	○	○	良食味米
R	○90%		○8%	○			○			
S	○90%			○			○		○	検査実績
T	○94%				○				○	集荷円滑化対策加入
U	○95%		○5%							
V	○95%			○			○			
W	○95%		○		○					
X	○95%			○		○			○	種子更新率
Y	○95.5%			○					○	評価区分分け
Z	○96%						○		○	エコ水稻
AA	○96.5%			○		○			○	検査実績、種子更新率
AB	○96.8%			○		○	○	○	○	単収評価
AC	○97%								○	種子更新率
AD	○97%			○		○			○	水稻生産計画書提出
AE	○98%	○							○	種子更新率
AF	○99%			○		○			○	生産履歴作成
AG	○99.6%				○					
AH	○100%									

資料：農林水産省調べ
注：都道府県等を対象としたヒアリング結果による。

(エ) 市町村段階から農業者別の生産目標数量の設定

市町村段階から農業者への生産目標数量の設定においては、一律的な要素が見直され、農業者団体等の主体的な工夫をこらした設定を行っている地域の増加がみられます。しかしながら、まだ約8割の地域が一律的配分を行っているなど課題があることから、今後より一層の創意工夫ある取組が必要です(表4-5)。

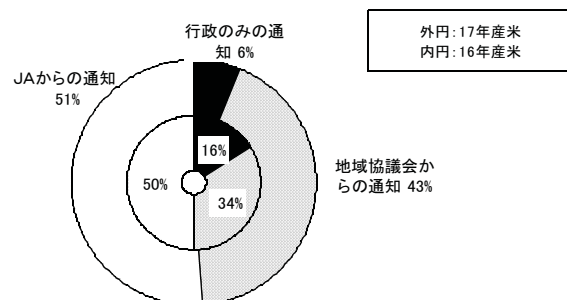
具体的には、平成17年産米についてみると、対象2,852市町村のうち、工夫をこらした設定をしている市町村は、16年産米3%(96市町村)から17年産米11%(310市町村)となっており、この内訳については、

・担い手に重点化	43%
・有機・特別栽培米	16%
・一等米比率	10%
・良食味(低タンパク)米	7%
・その他(契約栽培・酒造好適米・奨励品種栽培等)	23%

となっています。

また、農業者への通知のルートを見ると、行政のみの通知が16年産米16%から17年産米は6%に減少し、農業者団体が関与した通知がほとんどとなっています(図4-3)。

図4-3 通知ルート(17年2月現在)



資料：農林水産省調べ

表4-5 地域段階での需要に応じた米づくりに向けた取組状況(農業者別の生産目標数量の設定、17年2月現在)

設定要素	16年産米	17年産米 (予定を含む)
工夫をこらした要素 (需要に応じた米づくり等)	3%(96市町村)	11%(310市町村)
一律的配分	85%(2,424市町村)	79%(2,264市町村)

資料：農林水産省調べ

○需要に応じた米づくりの配分事例(農家配分)

- ・ A県a町では、実需者等との結びつきが確保された水稻種子、酒造好適米、もち米及び県本部が定める減農薬減化学肥料栽培米等を「販売先確保米」(県の売れる米づくり配分要素)数量として、農業者が特定できるものについて別枠配分を行う。
- ・ B県b町では、大規模農家(4ha以上の経営面積)に生産目標数量配分の優遇措置を導入(4ha以上5%、10ha以上10%増の配分)、また、県特別栽培認証を受けた生産、酒米生産に対し、優遇配分(+10%)を行う。
- ・ C県c町では、県の17年産米の配分基準をもとに、当該地区の水田農業ビジョンの作物栽培の将来方向に沿って、特別栽培米等の振興を図るために、種子更新率1%、上位等級率1%、検査数量実績1%、特別栽培米等1%(県基準は0.5%)の配分基準を設定、配分を行う。
- ・ D県d町では、都道府県段階の配分の考え方を応用した手法により、農業者に配分する。具体的には、農業者を7ランクに分け、評価項目は、①生産力(収量の安定性)②商品性(一等米比率・高整粒比率・低タンパク米比率)③販売力(計画出荷比率)とし、各項目を指数化して農業者の総合評価順位を決定する。グループ分けの基準は、生産数量割と、おおむね1/7ずつとなるようにグループ分けする。生産目標数量を面積に換算し、農業者に一律配分後、次の割合で上位グループには加算し、下位グループには減産して配分する。
 上位グループ(加算) 7ランク：5% 6ランク：3% 5ランク：1%
 下位グループ(減算) 1ランク：5% 2ランク：3% 3ランク：1%

（２）需要に応じた米づくりに向けた体制の整備

（ア）国からの情報提供

本基本指針においては、米の消費、生産、集荷、販売、在庫、価格、需給見通し、国の施策等、様々な情報をできるだけわかりやすく紹介しています。

このように、本基本指針はいわゆる「お米白書」をイメージしたのですが、需要に応じた米づくりや米の安定供給に資する取組を進める上での判断材料を適切に提供するため、年３回策定・公表しているところです。

また、（社）米穀機構においては、ホームページ（米ネット）を通じて米の需給等に関する幅広いデータを提供するとともに、本基本指針の要約版を作成し、全国レベルの農業者団体を通じて都道府県レベルの団体、個別ＪＡ、集荷業者等への配布を行うよう努めています。

今後は、本基本指針に対する評価・要望を踏まえ、内容の充実を図るとともに、農業者や流通業者等への情報提供をより確実なものとするため情報伝達ルートの充実を図っていく必要があります。

この一環として、同機構がホームページ等で提供するデータを、個々の農業者がよりアクセスしやすくするため、集荷円滑化対策のシステムを利用して提供することも検討中です。

○ 都道府県等ヒアリングにおける主な意見等

（e）基本指針に対する評価、要望

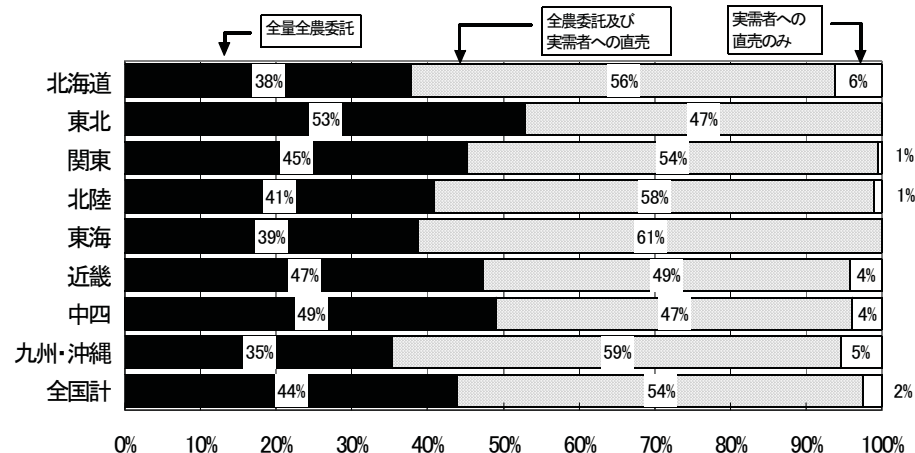
- ・ 国全体の生産、流通、消費の動きについてよくまとめられている。
- ・ 広範なデータがまとめられており状況把握に役立つが、農業者向けの要約版が必要。
- ・ 情報の質・量とも充実しており評価しているが、取組の優良事例などをもう少し記載してほしい。
- ・ 国全体の消費動向等をつかむ上では適当だが、都道府県レベルで具体的に活用できる情報は少ない。
- ・ ６月末在庫量調査（生産・流通・小売段階）の精度アップが必要。
- ・ 在庫量調査について、地域ごとの数量まで明らかとなるような手法を検討してほしい。
- ・ 用途別需要量や将来の需要の方向について記載してほしい。
- ・ 海外での日本産米の評価及び価格等の情報の充実。
- ・ 翌年産の生産目標数量が示されるのが１１月では遅すぎる。
- ・ ＪＡのシェアが低い地域の農業者への情報提供はＪＡだけでは限界があるので、複数チャンネルからの情報提供が必要。
- ・ 個々の産地（農業者）に情報が伝わっていない。

(イ) 地域レベルでの情報提供

各ＪＡから農業者への情報伝達については、約６割のＪＡで情報提供が行われているものの、アンケート調査の結果によると、伝達頻度についてはまだ十分といえない状況です(図４－４、図４－５)。したがって、地域においては、農業者に対するきめ細やかな情報伝達体制の整備が拡大してきている中で、内容・頻度についてより一層の充実を図っていく必要があります。

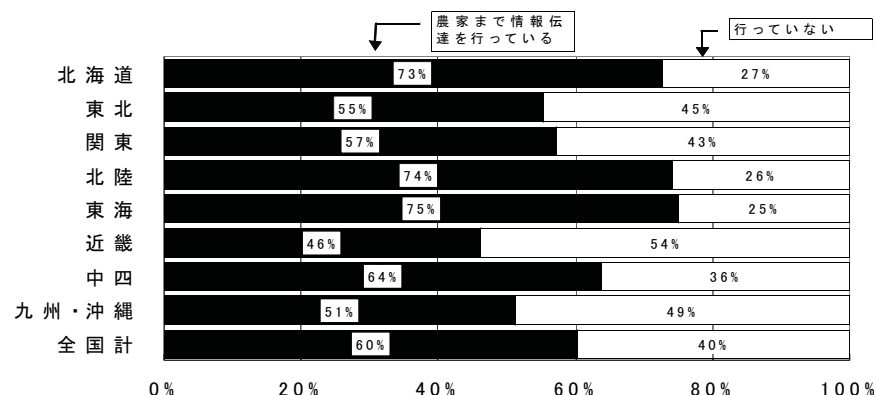
また、流通が多様化する中で、単協の販売形態も全量全農委託のほかに、単協段階から直接実需者に販売する取組も全国で展開されており、こうした多チャンネルを踏まえた農業者に対するきめ細やかな情報提供のあり方についても工夫していく必要があります(図４－６)。

図４－６ 各ＪＡの販売形態(17年２月現在)



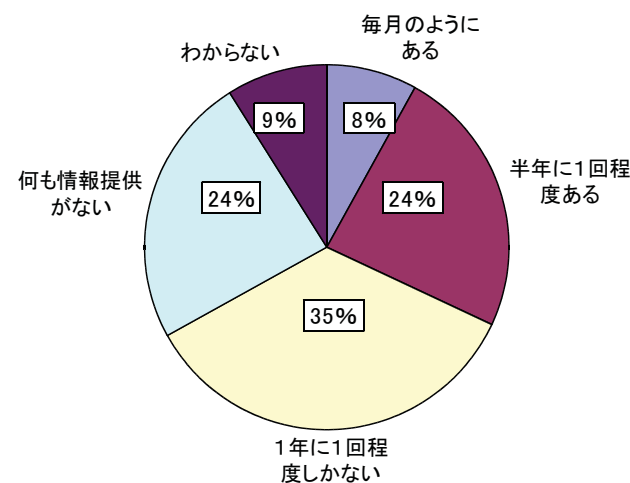
資料：農林水産省調べ

図４－４ 各ＪＡから農業者への情報伝達の割合(17年２月現在)



資料：農林水産省調べ

図４－５ 出荷先からの販売状況及び価格動向等の情報提供について(17年１月現在)



資料：農林水産省調べ

(参考 1) 各地域協議会における情報伝達体制の事例

○ きめ細かい良質米生産の技術指導と情報の伝達

・「米政策改革の周知」

毎月発行の「農協だより」を全戸（9,300戸）に配布し、農協事業の実施状況や米政策改革の要点及び「将来のあるべき姿」について周知行動を実施。

・安全で良質な米生産への技術指導の徹底

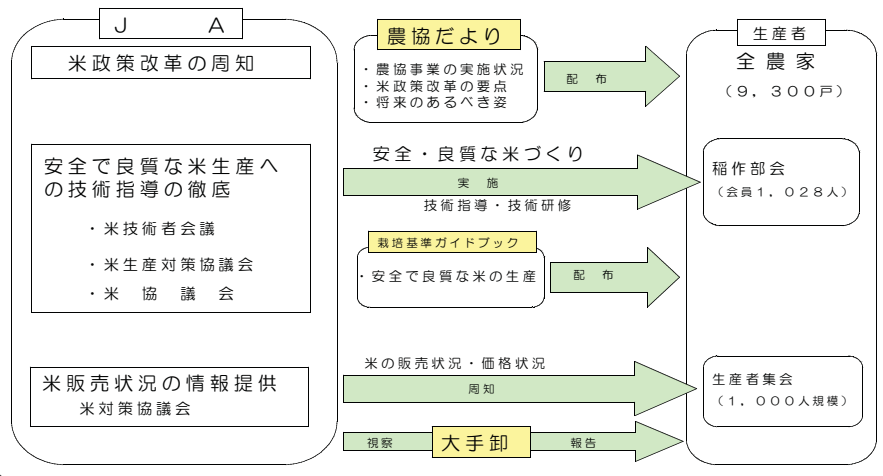
米技術者会議、J A米生産対策協議会、各支店単位で米協議会（稲作部会1,028人会員）による安全・良質な米づくりの技術指導及び技術研修の実施並びに全農家に対する安全で良質な米の生産に向けた「栽培技術のガイドブック」の配布を行い、「売れる米づくり」を推進。

・米販売状況の情報提供

毎年、田植え前にJ A米対策協議会主催による1,000名規模の生産者集会を実施し、米の販売状況や価格の状況を周知するとともに、大手卸への視察報告などを全農業者向けに情報発信。

将来の産地間競争が激しくなることを想定し、J A管内の品質のレベルアップを図るとともに、農業者への「販売があって生産がある」という意識改革に向けた情報の提供に努めている。

B 県 C 農協の情報伝達事例



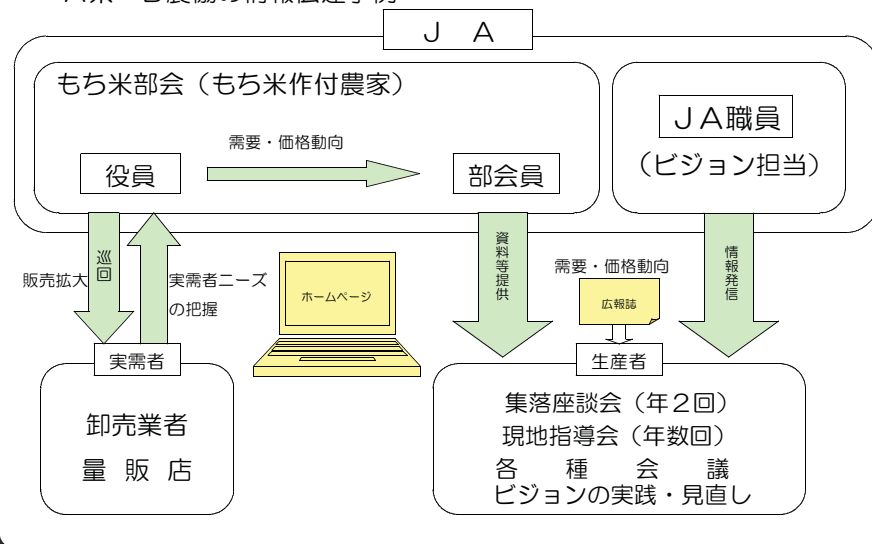
○ 実需者ニーズの把握により需要動向の情報発信

・もち米作付け農家で構成されるもち米部会の役員が、新潟や東京に年数回出向き、米卸や量販店等を巡回して実需者ニーズの把握と販売拡大に努めるとともに、地場産米の需要動向を部会員に対して周知することにより、需要に応じた米の生産を促進している。

・年2回の集落座談会、年数回の各生産部会の現地指導会、各種会議において、その都度需要動向や価格動向の資料を提供しながら情報伝達に努めている。

・ホームページや毎月発行している広報誌の活用、またJ Aの担当職員が集落のビジョン実践・見直し等の話し合いの中でも、農家への情報発信に努めている。

A 県 B 農協の情報伝達事例



（参考２）各県の情報伝達が進んでいる事例

- A県 県米需要拡大推進協議会が県産米をPRするホームページを開設し、販売・価格動向等の活きた情報を発信。また、銘柄ごとの販売・価格動向等の情報は、県連がJAを通じて各種集会での説明などによって農業者へ伝達。
- B県 JAごとに稲作部会の新設、再編に取り組んでおり、JAからはその部会を中心に販売情報等の伝達に努力。また、水田営農実践組合の育成に向けた地域、集落での座談会が開催され、販売・価格動向等需要に応じた米づくりに向けた積極的な情報伝達を実施。
- C県 JAグループと食糧集荷協同組合において、インターネットを利用した米の情報センターを充実させるなど農業者への情報提供体制を強化。
- D県 JA組織が中心となり、地域の農業者に向けて「稲作だより」、ホームページやテレホンサービスによる販売動向などの情報提供を実施。
- E県 農協広報誌、地域のケーブルテレビ、集落農事座談会等の場を通じて、県産米の販売・価格動向等の情報を農業者に伝達。
- F県 JAから農業者へは、仮渡金の通知や精算の際に情報伝達を実施。現在、県協議会のホームページ開設の準備中であり、その中で販売動向等の情報を掲載する予定。
- G県 農業者団体と県が一体となって、県内全農家を対象に「水田営農だより」を定期的（隔月）に発行。
- H県 「売れる米づくり推進本部」に設置しているホームページを活用し、各JA及び農業者に対して市場・価格動向等の情報を発信。

（参考３）より一層取組を充実させていこうとする事例

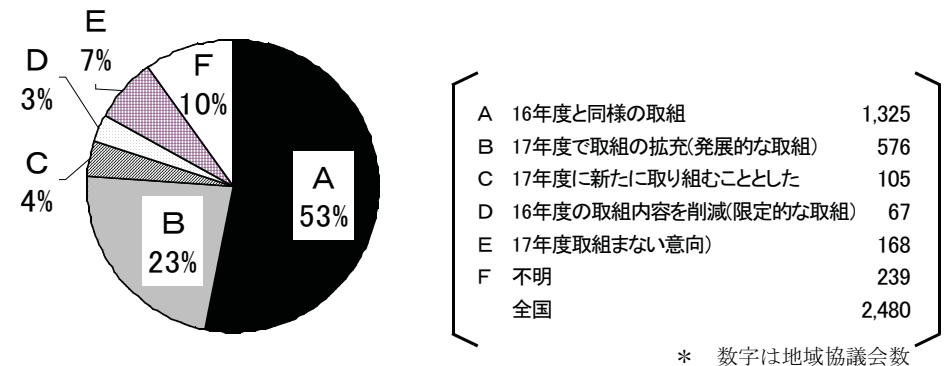
- I県 農業者に対する米の流通販売状況（販売先、販売量、在庫量、価格、市場の評価等）の情報提供の取組が十分とは言えないことから、情報提供体制の点検、改善を検討。
- J県 県産米を一つの産地銘柄として販売しているが、地域ごとの販売・価格動向等の情報が農業者に的確に伝わっているとは言えないことから、情報提供の手法や内容について再検討。
- K県 JAレベルまでは情報提供がなされているが、農業者に対してはインターネット等を利用しているものの十分ではない。現在、JA全農において「稲作部会」組織を構築し、情報伝達のネットワーク化を推進。

(ウ) 地域水田農業ビジョンにおける需要に応じた米づくりの取組状況

平成17年2月現在で回答のあった2,480地域協議会のうち、2,073の地域協議会で需要に応じた米づくりを位置づけており、現場段階でも具体的な取組が拡大している状況です（図4-7、表4-6）。

また、農業者団体においても、ビジョン実践運動を実施し、主体的にビジョンの点検・見直しを推進しています。

図4-7 地域水田農業推進協議会の需要に応じた米づくりへの取組状況（予定）



資料：農林水産省調べ
注：17年2月現在の値である。

表4-6 地域水田農業ビジョンに位置づけた需要に応じた米づくりへの具体的な取組内容

取 組 内 容	16年度 A	17年度 B	増減 B-A
有機・特別栽培米	1,151	1,237	86
低タンパク米	147	175	28
新品種の導入	99	115	16
生産履歴作成	1,519	1,561	42
低コスト化(直播栽培含む)	574	580	6
担い手育成	727	767	40
需要先との結びつき	455	491	36
消費者への直接販売	829	860	31
地産地消・学校給食	616	709	93
その他	95	116	21

資料：農林水産省調べ
注：数字は地域協議会の数（複数回答）である。

(参考 1) 地域水田農業推進協議会での需要に応じた米づくり 推進の事例

○ A県 a 協議会

16年産については、消費者へ安心・安全な米を供給する取組として、栽培（生産）、原料搬入、調製、出庫履歴をシートに一元化し、消費者や実需者の苦情や問合わせに適切に対応。また、新品種をメインとした地産地消に取り組み、

- ・ 生産農家を79名に限定して、高品質・良食味米を生産し、生産農家自らが地元ファストフードチェーン店の新規需要の獲得に成功
- ・ 地元コンビニエンスストアチェーン店の弁当に使用され好評を得るなど、需要を開拓

17年産については、16年産の取組に加え、販売対策として、域内市民をターゲットとした宅配システムを導入（ファックスやインターネットで申込み、宅配業者が配達するシステム）。また、学校給食や外食事業者への販売促進活動を実施し、限定新品種の販売対象地域を拡大。

○ A県 b 協議会

16年産については、消費者への安全・安心米への需要の高まりに応じて、減農薬・減化学肥料の試験栽培へ助成し、減農薬・減化学肥料栽培の取組を促進。菓子メーカーの産地指定等による需要先との結びつきを拡大。また、ホームページ、パンフレットの作成等による消費者へのきめ細かな情報伝達を実施。

17年産については、新たに玄米受入施設を利用した100%センター調製による品質向上が目標。

○ A県 c 協議会

16年産については、全農業者で使用農薬を統一した低農薬栽培の取組や低タンパク化に向けた共励会等を実施。低農薬栽培米の第三者システム認証を取得、有機 J A S 転換中の農産物に減収分の補てんを実施。

17年産については、低農薬栽培をさらに拡大。また、売れる米づくりに対して生産目標数量の傾斜配分を実施。具体的には、一等米比率、高整粒比率、低タンパク比率、低農薬栽培比率等を点数化し、5 ランクに分けて傾斜配分。

○ B県 a 協議会

16年産については、地元酒造会社と発酵鶏糞肥料を使用した酒造好適米の契約栽培を実施するとともに、消費者が田植え、稲刈り、酒づくりまで体験できるコースを併設。

17年産については、地元酒造会社との契約栽培の拡大や発酵鶏糞肥料を使用した特別栽培米の契約の拡大に向け、管内の共同航空防除を廃止。契約栽培に取り組む農業者に対する生産目標数量の配慮を検討中。

○ B県 b協議会

16年産については、大手流通業者と契約栽培（5市町村生産量の30%）を実施。また、土壌細菌を使用した土壌改良による良食味米生産、特別栽培米生産や栽培履歴の全戸記帳を実施。

17年産については、良食味生産の倍増、特別栽培米の3倍増への取組や新たに学校給食向けに特別栽培米の提供を開始。

○ C県 a協議会

16年産については、需要に応じた米づくりを実践するため減農薬減化学肥料米の生産に取り組み、こだわり米生産比率が9割以上の水準を達成。また、中山間地域では土づくり安心米（土づくり肥料、減農薬栽培）、自然環境を利用した棚田米や地場産「炭」を鋤き込んだ埋炭米の生産を推進。

17年産については、16年産の取組の拡大に加え、消費者の安全・安心対策の一層の推進を図るため、種子更新100%を目標に更新時に湯温消毒（種子消毒）を実施。さらに、18年産から減農薬栽培体系に転換する予定。

○ D県 a協議会

16年産については、JA独自の販売ルートの開発により需要に応じた米づくりを展開。具体的には、JAの集荷量の約7割について、卸との結びつきによる販売を実施。約2割について、地元消費者への直売、残り1割について、業務用として直売。17年産については、16年産の取組に加えて、新たに学校給食へ地元産米を導入、また、消費者に対するきめ細かな情報提供体制の整備や消費者からの情報を踏まえた生産活動を展開。

○ E県 a協議会

「求められる米づくり」への挑戦との目標の下に、

- ・ JA米を基本として需要を踏まえた銘柄別誘導対策による販売拡大を推進。
- ・ 上位等級比率95%以上を目標に、適期移植、入水管理等の徹底による高品質、良食味を確保。
- ・ ISO14000シリーズに適合した全カントリーの適切な運営。畦に除草剤を撒かない運動の徹底や生産履歴記帳運動を推進することにより、環境保全型農業の推進と消費者の安全・安心指向を踏まえた販売を促進。

○ F県 a協議会

16年産については、①土づくり、②集落営農組織の育成、③無人ヘリによる共同防除推進による生産コストの低減、④直播栽培の推進、⑤町特産の「酒米」の生産拡大と全量施設利用による品質の均質化等を推進。

17年産については、①JAが土壌改良剤の散布に対して助成、②集落営農組織の育成について年度内に2～3組織を立ち上げる予定③共同防除の推進を継続、④直播栽培の拡大、⑤県内有数の酒米の産地として、より一層の品質向上への取組を促進するため、一定基準の米の出荷に対して「品質向上奨励金」を設定（JA事業）、⑥栽培履歴の記帳の精度をさらに高め、安心・安全のブランドを確立。

○ G県 a 協議会

平成14年6月に「特色ある米づくり推進協議会」を立ち上げ特別栽培米を振興。16年産では、本格的生産を開始し、販売拡大を促進。

17年産については、17年2月に研究会を設立。現在生協で販売しているコシヒカリに加えて、新しいブランド米としてハーブ米の販売を開始し、将来的には他地域に進出した販売拡大が目標。

○ G県 b 協議会

16年産からは、化学肥料の窒素成分量を10a当たり3kg以内とする基準を設け、栽培基準を厳しくすることを通じて、消費者に信頼を得る需要に応じた米づくりを推進。

また、消費者との交流会や稲刈り体験を毎年実施。

さらに、台湾への輸出に取り組み、15年産米は5トン、16年産米は現在までに9トン、17年産米については30トンの販売が目標。

○ H県 a 協議会

16年産については、品種別作付誘導計画を作成し、販売戦略に基づき需要に応じた計画生産を実施。また、米卸との意見交換会、店頭試食販売を実施。

また、一層の販路拡大、結びつき先確保に向けた取組として、

- ・ 米卸と意見交換を実施し、地元スーパーでPB米の販売を開始。
- ・ 酒造好適米の適性について酒造メーカーと意見交換し、今後の結びつきに向けた取組を実施。

17年産については、品種別生産誘導と販売目標を設定、

- ・ 品種ごとの販売戦略の中に、結びつき先及び結びつき可能数量を明確にし、それに基づいた作付誘導による需要量に応じた計画的生産を行うことで、実需者から信頼される産地づくりを推進。
- ・ 地域協議会において、品種別作付誘導計画を作成し、JAが主体となって作付を誘導。

○ I県 a 協議会

栽培時期や栽培方法を統一することで、収量と品質を確保。また、JAへの米出荷は、栽培履歴の記帳・提出を義務付け、安全・安心な米を提供。

また、農事組合法人では、水稻・大豆栽培の共同化により労力と生産コストを大幅に削減。余剰労力を高収益作物（スイカ・ホウレンソウ等）に回し、所得を確保。これが契機となり、複数の集落を基礎とした法人や特定農業団体が設立。

○ I県 b 協議会

生産者に栽培方法の厳守を徹底し、「高位均質化」を目指したブランド米づくりを実施。また、適切な栽培管理を促すため、各地区に指標田を設け、生育状況を把握し、その情報を指標田に設置した掲示板に記入するとともに情報紙をJA支所や稲作リーダーを通じて農業者に配布。さらに、JAと生産部会員で、県内の大型ショッピングセンターにおいて試食販売会を実施するとともに、消費者に対して、食味評価や知名度のアンケート調査を行い、分析結果を以後の戦略検討に活用。

○ J県 a 協議会

ビジョンで「良食味のヒノヒカリのブランドを図り有利販売に努める」と位置づけ、16年産は農家とJA支所、村などが村内の棚田や河川流域での生産履歴の把握、栽培基準の設定などを協議の上、生産したヒノヒカリを「山間米」としてブランド化。主に県外消費者をターゲットに大手デパート、消費地向けに直販。また、インターネットによる販売も実施。

○ K県 a 協議会

カントリーエレベーター利用者を対象として、ほ場チェックカード・別荷受け、点数制を導入し、低タンパク米への生産に誘導。また、研修会により、より均質な米の産地形成を促進。

集落を基盤とする生産組織として機械利用組合を位置づけるとともに、カントリーエレベーターを軸に、米の生産と集落の組織化をリンクさせ、担い手の育成と需要に応じた米づくりを実践。

○ L県 a 協議会

16年産については、J A出荷者全員の食味計データを蓄積。特別栽培米を産地づくり交付金の対象とし、農業者の取組を支援。また、栽培履歴については、J A出荷者全員が記帳。契約販売の取組については、J Aが直売所及び地元酒造業者と契約し販路を拡大。

17年産については、さらに、2つのJ Aが中心となり「安心・安全」を追求した特別栽培米の推進と栽培履歴記帳等の生産管理の促進によるトレサビリティ体制の確立を推進。

○ M県 a 協議会

16年産については、契約栽培米は特別栽培米として地元J Aが集荷し関東の生協と契約販売。栽培技術取得のための研修に加え、アイガモ・田車利用の栽培に取組み、生産履歴を遵守した農業者に生産履歴記帳手当を助成。機械の共同利用や作業受委託による省力化、単収の引き上げによる低コスト化を図りつつ、生産性の高い稲作経営を育成。

17年産については、減農薬栽培を拡大（22haを合鴨米にシフト）。多くの集落において生産組織を立ち上げる方向で話し合い活動等の推進を予定。

(参考2) 地域協議会での意見交換会等における需要に応じた米づくりに関して出された意見

- 自分の地域、自分の米は、作れば作っただけ売れると思っている農業者が多く、今後の他地域からの販売攻勢等についての危機意識が薄い。
- 消費地に近い地域では兼業農家が多く、米による所得のウェイトが低いと、米の需給状況、価格動向等に対する関心が低い。また、そのような地域では、集落座談会等情報伝達の場合への参加率が低い。
- 中山間地域をはじめとして、地域に担い手、リーダーがいないことから、地域における話合いの場が持たれにくい。
- まだまだ、30数年来身についた習性から現場段階の意識改革が進んでおらず、単に生産調整を達成することに重きが置かれ、どのような米づくりを展開していくのかという意識の低い地域が見受けられる。
- 地域内における従来の生産調整協力者と非協力者の関係から、地域内での大規模農家等を取り込み地域水田農業をどうしていくのかという観点からの需要に応じた米づくりへの取組が遅れている地域が見受けられる。
- 共同販売・共同計算方式では、各JAごとの販売、在庫状況の的確な把握がしにくく、生産者まで売り先、価格動向等の情報が伝達されていない状況が続いている。

(参考3) ビジョンの実践強化に向けた農業者団体の取組

- 1 ビジョン実践強化運動の概要
 - ・ 地域ビジョンの策定（検証・見直し）
 - ・ 集落レベルからのビジョン策定・実践
 - ・ 地域ビジョンと一体的な生産調整方針の取組の強化
 - ・ JAグループの米事業改革の推進
 - ・ 担い手づくりへの取組
 - ・ 売れる麦・大豆づくりへの取組
 - ・ 耕畜連携対策の取組
 - ・ 安全・安心対策の取組
 - ・ 環境保全型農業対策の取組
 - ・ 米需給調整・需要拡大基金対策の取組
- 2 担い手育成・確保全国運動の展開

農林水産省と農業団体が連携して、共通の取組方針に基づき、担い手育成・確保のための全国的な運動を強力に展開。その中で、「地域水田農業ビジョン」に位置づけられた「担い手」のうち認定農業者以外の者について、認定農業者への誘導の加速化や「担い手経営安定化対策」の加入の促進を実施。
- 3 ビジョン大賞の設置

「地域水田農業ビジョン」の策定・実践の一層の推進を図るためビジョン大賞を設置。

 - ・ 優良事例の表彰
農林水産大臣賞、全国農業協同組合中央会会長賞他
 - ・ 平成16年度の取組

17年 3月	優良事例の推薦受付
4～6月	審査委員会
7月	表彰式

(3) 集荷円滑化対策

16年産の集荷円滑化対策の加入状況については、加入生産者数が約144万人、加入生産者の生産目標数量約582万トン、主食用等水稲作付面積が約107万haとなり、生産者の拠出金は、約161億円造成されたところです（表4-7）。

集荷円滑化対策は、16年産は実施されませんでしたでしたが、現場段階では対策の周知や仕組みへの理解が十分ではない等の課題も見受けられたこと、本対策への加入率を向上させることが対策の実効性確保のために極めて重要であること等から、「集荷円滑化対策の手引き」を作成し、これを活用した生産者等への一層の周知活動を実施しているところであり、今後も対策の実効性の確保のための取組を引き続き推進することとしています。

○都道府県等からの意見

- ・ 対策への加入率が著しく低い県があり、本対策の効果が危惧される。対策の一層の加入促進を図る必要。
- ・ 過剰米数量は、農業者単位で算出するのではなく、地域や集落単位で算出できるようにすべき。
- ・ 豊作県が区分出荷を全量実施した場合、全国的には需要に対して供給量が少なくなってしまう。全国で豊凶を補正すべき。
- ・ 対策の事務が煩雑であり、J A等の事務負担が大きい。事務の簡素化を図ってほしい。
- ・ 対策の実効性の確保のため、事例やマニュアルを示してほしい。

表4-7 集荷円滑化対策加入生産者の生産目標数量と都道府県別の生産目標数量との比較

都道府県	対策加入者 生産目標数量 ① トン	16年産 生産目標数量 ② トン	①/② (%)
北海道	603,846	622,320	97
青 森	238,023	297,000	80
岩 手	283,769	308,420	92
宮 城	335,472	407,700	82
秋 田	457,886	500,270	92
山 形	372,448	398,040	94
福 島	200,894	398,330	50
東北計	1,888,492	2,309,760	82
茨 城	153,286	375,660	41
栃 木	269,877	342,100	79
群 馬	33,198	86,530	38
埼 玉	32,095	171,110	19
千 葉	19,699	283,040	7
東 京	0	1,030	0
神奈川	893	15,730	6
山 梨	10,583	30,600	35
長 野	146,571	219,570	67
静 岡	18,676	92,420	20
関東計	684,878	1,617,790	42
新 潟	499,578	587,320	85
富 山	198,354	208,050	95
石 川	108,780	137,160	79
福 井	122,721	143,730	85
北陸計	929,433	1,076,260	86
岐 阜	96,430	131,250	73
愛 知	62,663	155,370	40
三 重	84,587	158,770	53
東海計	243,680	445,390	55
滋 賀	152,102	181,020	84
京 都	51,596	84,470	61
大 阪	4,222	29,540	14
兵 庫	123,135	199,590	62
奈 良	8,236	46,500	18
和歌山	3,554	38,800	9
近畿計	342,846	579,920	59
鳥 取	57,949	76,130	76
島 根	79,032	103,760	76
岡 山	67,953	177,220	38
広 島	72,080	142,600	51
山 口	98,055	125,660	78
徳 島	10,881	65,390	17
香 川	62,522	78,570	80
愛 媛	37,511	84,030	45
高 知	13,760	56,550	24
中国四国計	499,742	909,910	55
福 岡	137,341	204,410	67
佐 賀	130,112	152,530	85
長 崎	25,283	69,760	36
熊 本	152,534	212,010	72
大 分	67,289	133,010	51
宮 崎	61,997	108,990	57
鹿児島	51,845	128,390	40
九州計	626,401	1,009,100	62
沖 縄	3,214	3,500	92
合 計	5,822,532	8,570,000	68

資料：農林水産省調べ

注：ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

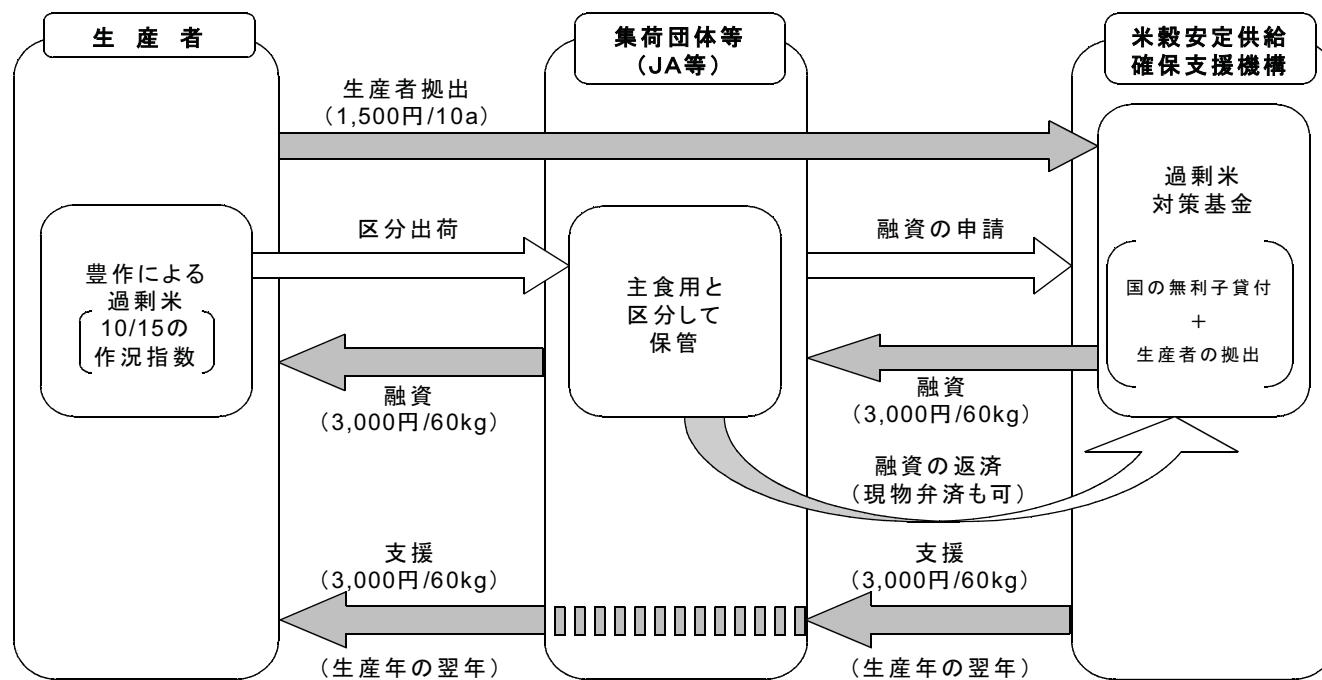
(参考) 集荷円滑化対策の推進状況 (平成17年3月現在)

集荷円滑化対策の加入状況

全国合計で約144万人が加入しており、加入数量ベースでは約582万トンとなっている。

集荷円滑化対策の仕組み

- 豊作による過剰米を区分出荷・保管した生産者に、生産者からの拠出金と国からの貸付金により造成した資金から、区分保管数量に応じ融資及び支援を実施。
(別途、国から保管料等の助成1,000円/60kg、集荷奨励1,000円/60kgがある。)



5 米の輸入等に関する動向

(1) 米の輸入状況

(ア) ミニマム・アクセス米の輸入量

平成7年度から15年度までのミニマム・アクセス米の輸入量は601万トンとなっています(表5-1)。

(イ) ミニマム・アクセス米の販売状況

ミニマム・アクセス米については、国産米では対応し難い加工用需要を中心として販売するとともに、販売残となったものについては、援助用、飼料用等として備蓄し、海外からの援助要請等に対応しています(図5-1)。

しかしながら、ミニマム・アクセス米の在庫は増嵩し、16年10月末現在の持越在庫は148万トンとなっています。

16年度において、みそ、米菓等の加工用途への販売は、15年産の特定米穀の価格が高騰したこと等から29万トン程度が販売され、前年に比べ8万トン程度増加しています。

表5-1 ミニマム・アクセス米の輸入数量の推移

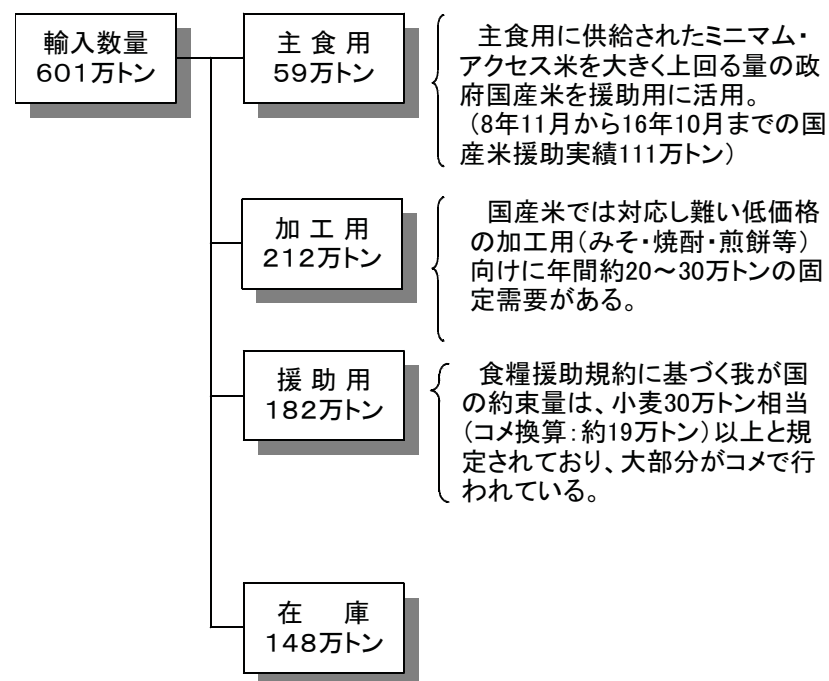
(単位：万トン)

年度	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
輸入数量	43	51	60	68	72	77	77	77	76	601

資料：農林水産省調べ

図5-1 ミニマム・アクセス米の販売状況

(平成7年4月～16年10月末)



資料：農林水産省調べ

（２）米の輸出状況

国内産米については、商業用として年間数百トン程度が台湾、香港、シンガポール、米国等に輸出されており、主として高所得者層や在留邦人を対象に販売され、価格は370～1,100円/kg程度となっています（表５－２、表５－３、表５－４）。

近年、中国をはじめとする東アジア地域において、経済発展を背景に富裕層が増加し、日本食も普及・定着しつつあることから、同地域に対する国内産米の輸出拡大の可能性が高まってきています。

表５－２ 米穀輸出届出実績

（単位：精米トン）

	商業用	救援用	個人用	見本用	学術研究用	その他	合計
平成14年度	538	150	128	10	5	11	842
15年度	391	154	130	3	2	5	685
16年度	430	73	144	4	6	59	715

資料：農林水産省調べ

注：16年度の数量は16年４月から17年２月までの実績である。

表５－３ 商業用米穀輸出の主な輸出先国・地域（平成16年度）

（単位：精米トン）

台湾	香港	シンガポール	米国	イギリス	その他	商業用計
217	64	64	29	5	51	430

資料：農林水産省調べ

注：16年４月から17年２月までの実績である。

表５－４ 商業用米穀輸出の主な事例（平成16年度）

輸出先	販売方法等	現地販売価格	輸出実績	備考
台湾	高齢者向け、日本食高級料理店、おにぎり用、加工米飯等多岐にわたり販売	740円～1,000円/kg	104トン	新潟県産「コシヒカリ」 栃木県産「コシヒカリ」
台湾	高裕福層向けに百貨店で販売 現地での評価は高く、全て完売	700円/kg	9トン	島根県産の減農薬 「ヘルシー元気米」
シンガポール	在留邦人向けに百貨店・スーパー等で販売	370円～1000円/kg	40トン	新潟県産「コシヒカリ」 秋田県産「あきたこまち」等
香港	外食産業用及び現地スーパーにて販売	720円～750円/kg	18トン	新潟県産「コシヒカリ」
米国	邦人観光客向けにハワイの百貨店内テナントで販売（おにぎりに加工）	830円～1100円/kg	11トン	新潟県産「コシヒカリ（無洗米）」 秋田県産「あきたこまち（無洗米）」等
米国	全米主要都市（200店舗）でブランド名「供米ハーベスト」として高級食材等を扱うカタログ、通信販売により販売。	1,500円/kg程度 （105円/ドルで換算）	2トン	新潟県産「コシヒカリ」

資料：農林水産省調べ

注：16年４月から17年２月までの実績である。

(3) 米の輸出促進に向けた国の支援体制について

生産者団体が行う米の輸出については、「JA西いわみ」による台湾向け島根県産減農薬「ヘルシー元気米」の販売促進のほか、全国生産者団体が県本部等を構成員とした「農産物輸出連絡協議会（米部会）」を設置するとともに、食品見本市へ参加すること等積極的な取り組みが行われつつあります(表5－5)。

農林水産省としても、国産農産物の輸出促進を「攻め」の農政の柱のひとつとして捉え、これらの生産者団体による主体的な取組に対する予算措置等側面的な支援を行うこととしています。

さらには、検疫や通関など輸出先国の制度により輸出阻害要因となっているものについては、政府としても相手国に対して必要な改善を要請・折衝することとしています。米についても中国へ米を輸出する際には植物検疫の許可を得る必要があり、現在必要な資料を提出して中国側の許可を待っている状況にあります。

また、関係府省、地方公共団体、関係団体等幅広い関係者を構成員とする「農産物等輸出促進全国協議会（仮称）」の設立を検討しており、官民一体となって米を含めた農産物の輸出促進をより一層推進することとしています。

表5－5 生産者団体等による米輸出の取組状況（平成16年度）

内容	シンガポール	台湾	タイ
食品見本市への出典			
実施日	2004. 4. 20～23	2004. 6. 17～20	2004. 12. 8～12
会場	シンガポール・エキスポ	台北世界貿易センター	クイーン・シリキット・ナショナル・コンベンションセンター
来場者数	約37,000名	約52,000名	約37,000名
試食会 (会場で炊飯)	北海道産「ほしのゆめ」 秋田県産「あきたこまち」 新潟県産「コシヒカリ」	北海道産「ほしのゆめ」 山形県産「はえぬき」 新潟県産「コシヒカリ」 (いずれも無洗米)	北海道産「ほしのゆめ」 宮城県産「ひとめぼれ」 新潟県産「コシヒカリ」 島根県産「コシヒカリ」 (いずれも無洗米)
販売			
発売日	2004. 10. 28	2004. 10. 5	2004. 12. 8
取扱銘柄	北海道産「ほしのゆめ」 秋田県産「あきたこまち」 新潟県産「コシヒカリ」	北海道産「ほしのゆめ」 山形県産「はえぬき」 新潟県産「コシヒカリ」	北海道産「ほしのゆめ」 宮城県産「ひとめぼれ」 新潟県産「コシヒカリ」
数量	10月 16年産 計9トン 12月 16年産 計9トン	10月 15年産 計6トン 12月 16年産 計11トン	12月 16年産 計3トン
価格	680～850円/kg	590～740円/kg	790～1,000円/kg

資料：全国生産者団体調べ